

北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長 殿
東北地方整備局 港湾空港部長 殿
北陸地方整備局 港湾空港部長 殿
関東地方整備局 港湾空港部長 殿
中部地方整備局 港湾空港部長 殿
近畿地方整備局 港湾空港部長 殿
中国地方整備局 港湾空港部長 殿
四国地方整備局 港湾空港部長 殿
九州地方整備局 港湾空港部長 殿
東京航空局 次長 殿
大阪航空局 次長 殿
国土技術政策総合研究所 管理調整部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長
(公印省略)

空港土木業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査の推進について（試行）

平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が施行され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得が謳われているが、建設コンサルタント業務の長時間労働は未だ顕在化しているところである。

他方、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））においては、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」の職場の感染防止の取組の例として、「出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等」が挙げられている。

このため、空港土木業務における受発注者間の打合せ・検査について、移動時間をかけずに実施することによる業務の生産性の向上、及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を目的として、「空港土木業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査実施試行要領（案）」を作成したので通知する。

<適用>

本通達は令和3年2月9日以降に公告を行う業務から適用する。

ただし、契約済み又は公告済みの業務であっても受注者との協議により適用することができるものとする。

国空空技第317号

令和3年2月8日

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部
空港技術課長
(公印省略)

空港土木業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査の推進について（試行）

平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が施行され、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得が謳われているが、建設コンサルタント業務の長時間労働は未だ顕在化しているところである。

他方、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））においては、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」の職場の感染防止の取組の例として、「出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等」が挙げられている。

このため、空港土木業務における受発注者間の打合せ・検査について、移動時間をかけずに実施することによる業務の生産性の向上、及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底を目的として、「空港土木業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査実施試行要領（案）」を作成したので参考までに送付する。

<適用>

本通達は令和3年2月9日以降に公告を行う業務から適用する。

ただし、契約済み又は公告済みの業務であっても受注者との協議により適用することができるものとする。

空港土木業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査試行要領（案）

1. 目的

本試行要領は、受発注者間の打合せ・検査にテレビ・webを活用することが、移動時間の縮減による働き方の改善、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に有効であることを踏まえ、空港土木業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査（以下、「テレビ会議等」という。）の実施の要領について定めるものである。

2. 対象業務

すべての空港土木の設計・測量・地質土質調査・点検業務を対象とし、そのうち受注者と合意が得られた業務について実施するものとする。

3. 業務におけるテレビ・webによる打合せ・検査

（1）本会議の適用

『空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」及び「第2編 共通編 第1章 総則」に定める以下について適用する。

1) 打合せ

「第1編 第1章 第9節」及び「第2編 第1章 第9節」の「打合せ等」

2) 検査

「第1編 第1章 第27節 2)」及び「第2編 第1章 第27節 2)」の「検査」

（2）会議に使用する機器・機材及び通信

1) 機器・機材

テレビ会議等に使用するパソコン、モニター、プロジェクター等は、会議の内容等に応じて、受発注者それぞれが必要なものを準備する。

2) 通信

テレビ会議等に使用するインターネット通信は受発注者双方で準備をする。

テレビ会議等に使用するアプリケーション（例：Skype、Teams、Zoom等）については、受発注者間の協議にて決定する。

（3）打合せ記録簿の作成

テレビ会議等（検査は除く）終了後は、通信の不具合による誤認が生じる恐れがあることに配慮し、打合せ記録簿（様式自由）を双方で取り交わす。

4. 費用

(1) 機器・機材及び通信費

テレビ会議等の開催にあたり、受注者にかかる費用（受注者の機器・機材及び通信費）については受注者の負担とする。

(2) 旅費交通費及び直接人件費

テレビ会議等の実施による旅費交通費は原則計上しないものとし、打合せにかかる直接人件費は空港請負工事積算基準の標準歩掛によるものとする。また、テレビ会議等の実施により、積算上の打合せ回数が変更になる場合については、受発注者間で協議した上で、設計変更により適切に対応する。

5. 特記仕様書への記載

別紙を参考に特記仕様書へテレビ会議等について明示する。

6. その他

(1) テレビ会議等は、日常の確認等においても活用効果が期待されることから、本試行要領に規定するものの他、受注者の創意工夫等により、テレビ会議等を自発的に実施し、活用することを妨げるものではない。

(2) 本試行にあたっては、「空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書」の「第1編 第1編 第1章 第44節」及び「第2編 第1編 第1章 第45節」のとおり、業務の成果品や個人情報等といった行政情報の外部への流出、漏洩がないよう受発注者双方でセキュリティ対策を徹底する。

(3) 機密性3情報（秘密文書）及び機密性2情報（情報公開法上、不開示情報となる蓋然性の高い情報）を取り扱うテレビ会議等は本試行の対象外とする。
ただし、機密性2情報のうち、マスキングや匿名等の使用により、情報を保護したうえでテレビ会議等を実施できる場合は本試行の対象にできる。

(4) 空港土木設計・測量・地質土質調査・点検業務共通仕様書の「第1編 第1章 第2節 29)打合せ」及び「第2編 第1章 第2節 29)打合せ」に記載されている「面談」にはテレビ会議等も含めるものとする。

■対象業務 特記仕様書記載例

8-0 テレビ・webによる打合せ・検査について

- (1) 本業務は、受発注者間の打合せ・検査について、移動時間の縮減による働き方の改善、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に有効であることを踏まえ、テレビ・webによる打合せ・検査（以下、「テレビ会議等」という。）を行うことができる。
- (2) 本業務で実施する打合せ・検査のうち、テレビ会議等で実施するものについては、事前に調査職員と協議の上決定するものとし、変更が生じた場合についても、都度調査職員と協議のうえ変更できるものとする。
- (3) テレビ会議等の開催に当たっては、調査職員と調整のうえ日時や開催方法等を決定することとし、調査職員より連絡する「業務におけるテレビ・webの打合せ・検査試行要領（案）」に基づき行うものとする。

<当初発注時>

※1 旅費交通費をすべて未計上のケース

- (4) 旅費交通費については、未計上であり、調査職員と協議のうえ、設計図書の変更対象とする。

※2 旅費交通費を一部計上のケース

- (4) 旅費交通費については、以下の打合せにかかる旅費を計上している。
事前協議 1回、中間報告 〇回、最終報告 1回

<変更契約時>

- (4) 旅費交通費については、以下の打合せにかかる〇〇～〇〇の旅費を計上している。
事前協議 1回、中間報告 〇回、最終報告 1回

なお、上記の<当初発注時> (4) は、「※1 旅費交通費をすべて未計上のケース」を基本とするが、発注者の事情によりテレビ会議等によらない従来の打合せの実施が明らかな場合は、「※2 旅費交通費を一部計上のケース」を参考に記載をする。

また、上記全般はあくまで記載例であるので、詳細については各局の運用にて適宜修正してかまわない。